

もとす広域連合

まつわら

第95号

令和5年
12月1日発行

幼児療育センター

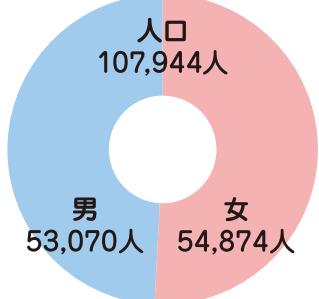


お砂遊び楽しいね



管内の人口と世帯数

(令和5年10月1日現在)



主な内容

- 令和5年第2回定例会報告、表彰式・感謝状贈呈式 2
- 令和4年度決算報告 3
- 療育医療施設(幼児療育センター・休日急患診療所) 4
- 老人福祉施設大和園 5
- 介護保険と税金について 6
- 第9期介護保険事業計画策定に関するご意見を募集します 7
- 地域包括支援センター、職員募集 8

もとす広域連合議会定例会開催

令和5年第2回もとす広域連合議会定例会が、10月19日から10月30日までの12日間の会期で、本巣市役所真正分庁舎内の議場において開催されました。左記のとおり議案等が上程され、いずれも慎重な審議の末、原案のとおり可決等されました。

提出議案等（広域連合長提出）

報告第1号 令和4年度もとす広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和4年度もとす広域連合一般会計に係る歳出予算82万9千円（1件）を令和5年度に繰り越したもので、令和4年度もとす広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書を調製し、報告するもの。

議案第17号 もとす広域連合監査委員の選任について

議員のうちから選任する監査委員が欠員のため、新たに委員を選任したく、議会の同意を求めるもの。

議案第18号 もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例について

もとす広域連合老人福祉施設大和園養護老人ホームの契約入所制度導入について、所要の改正を行つもの。

議案第19号 令和4年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第20号

令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）について
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,567万5千円を追加し、総額をそれぞれ5億4,347万5千円とするもの。

議案第23号 令和5年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,655万8千円を追加し、総額をそれぞれ86億6,655万8千円とするもの。

議案第24号 令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）について

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34万5千円を追加し、総額をそれぞれ9億644万5千円とするもの。



◎功労表彰

地方自治功労

（多年にわたり地方自治の振興に寄与し、功績顕著な者）

選挙管理委員会委員

高田 洋征

社会福祉功労

（多年にわたり社会福祉の増進に尽力し、功績顕著な者）

介護認定審査会委員

長野 弘典／水谷 哲也／宗末 雄太

その他功労

（その他公共の福祉に貢献した者のうち、特に表彰することが適当と認められる功績顕著なもの）

介護認定審査会委員

障害支援区分認定審査会委員

介護認定審査会委員、
ターゲット・地域密着型サービス運営協議会委員

國枝 武俊

◎感謝状
(自ら進んでボランティア活動を行い、
その功績顕著な者)

梶原 すま子



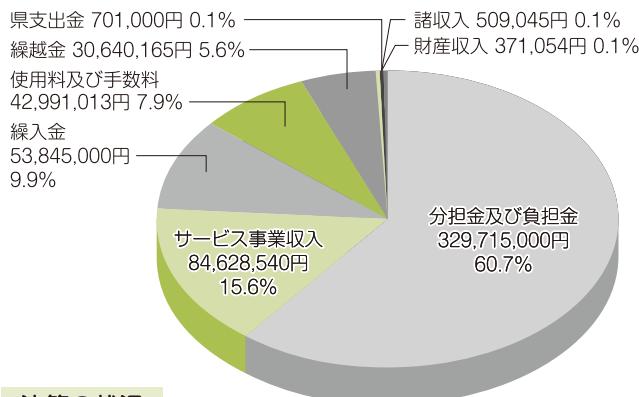
もとす広域連合表彰式 及び感謝状贈呈式

令和4年度 岁入歳出決算報告

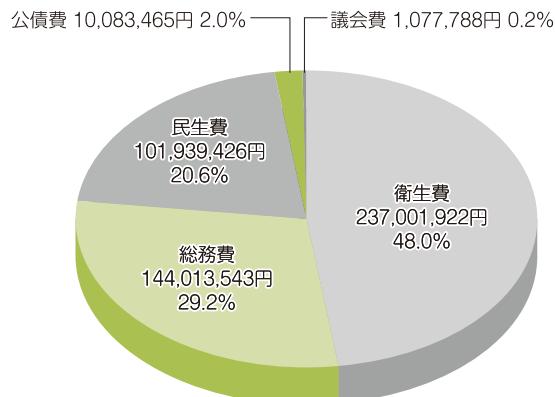
令和5年第2回もとす広域連合議会定例会において認定されました。令和4年度決算について、主な概要をお知らせします。

一般会計

歳入合計 543,400,817円



歳出合計 494,116,144円

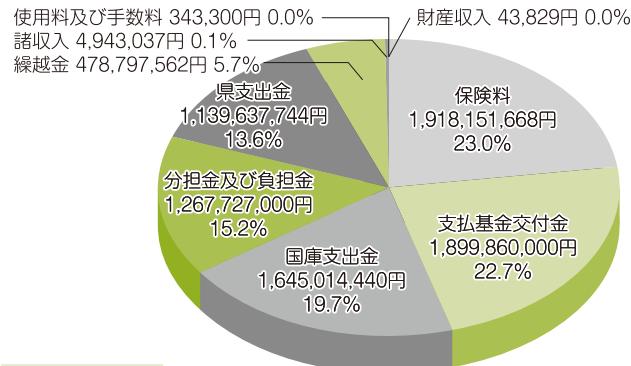


決算の状況

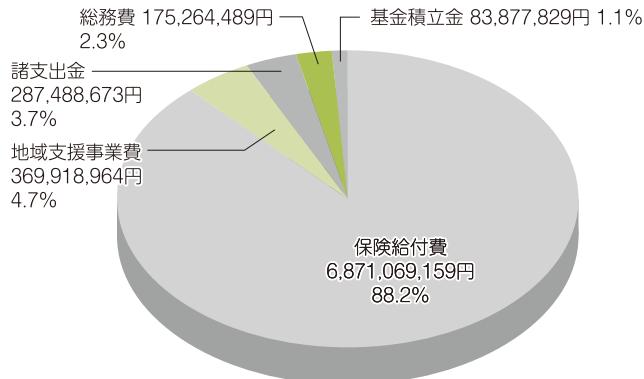
決算額は、歳入が543,400,817円、歳出が494,116,144円で、歳入歳出差引額は49,284,673円となりました。なお、予算額に対する決算額の比率は、歳入が103.0%で歳出が93.7%となり、翌年度への繰越明許費繰越額829,000円を差し引いた実質収支額は48,455,673円となりました。

介護保険特別会計

歳入合計 8,354,518,580円



歳出合計 7,787,619,114円



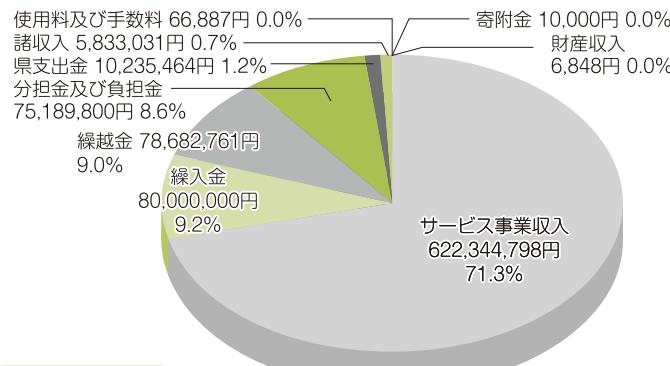
決算の状況

決算額は、歳入が8,354,518,580円、歳出が7,787,619,114円で、歳入歳出差引額は566,899,466円となりました。

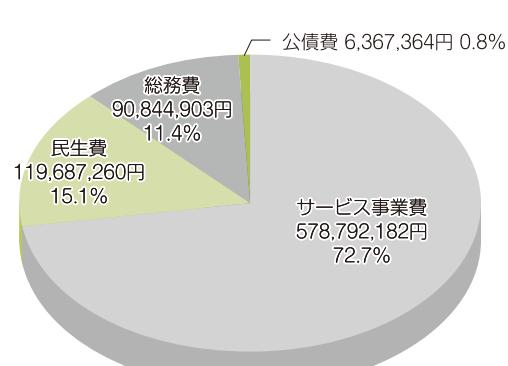
なお、予算額に対する決算額の比率は、歳入が98.8%で歳出が92.1%となり、実質収支額は566,899,466円となりました。

老人福祉施設特別会計

歳入合計 872,369,589円



歳出合計 795,691,709円



決算の状況

決算額は、歳入が872,369,589円、歳出が795,691,709円で、歳入歳出差引額は76,677,880円となりました。

なお、予算額に対する決算額の比率は、歳入が99.1%で歳出が90.4%となり、実質収支額は76,677,880円となりました。

※0.1%未満は、0.0%と表示しております。

こんにちは。幼児療育センターです。

幼児療育センターには、相談支援事業所と発達支援事業所があります。お子さんの発達や行動について、お悩みや心配事がございましたら、相談支援事業所にご相談ください。その後、お子さんの発達状況に応じて、発達支援事業所での療育指導を受けることもできます。

幼児療育センター 相談支援事業所



1人で悩まず、まずはお電話を！ TEL.058-323-0584

(相談は無料ですが、事前の予約が必要です。)



相談支援専門員の資格を持つ職員が、保護者の方のお悩みや心配事をじっくりお聞きし、お子さんの発達の状況を踏まえ、保護者の方と一緒に応方法を考えていきます。



相談時には、幼児療育センター内にある発達支援事業所の指導の様子を見学することができます。実際の指導の様子をぜひご覧ください。

→ 相談後、発達支援事業所を利用したいと思ったら。

相談支援事業所で利用計画の作成をし、お住まいの市町に「通所受給者証」発行の申請を行います。

市町から「通所受給者証」が発行されます。

発達支援事業所の利用が可能になります。

※相談を受けたら必ず発達支援事業所に通所しなければならないといったことはありません。相談のみのご利用も可能ですので、ぜひご相談ください。

2023 12月						
日	月	火	水	木	金	土
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2024 1月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

お願い
発熱の方に関しましては予約診療となりますので、必ず電話で受付をしてからお越しください。

● 電話 / 058-323-0523
● 診療日 / 日曜日、祝日、(1月2日・3日)
● 場所 / 北方町北方3219-255
(北方警察署東隣)

● 診療科目 / 内科、小児科
● 診療時間 / 午前9時～正午
(受付は午前11時30分まで)
午後1時～4時
(受付は午後3時30分まで)

● 診療科目 / 内科、小児科
● 診療時間 / 午前9時～正午
(受付は午前11時30分まで)
午後1時～4時
(受付は午後3時30分まで)

● 診療科目 / 内科、小児科
● 診療時間 / 午前9時～正午
(受付は午前11時30分まで)
午後1時～4時
(受付は午後3時30分まで)

● 診療科目 / 内科、小児科
● 診療時間 / 午前9時～正午
(受付は午前11時30分まで)
午後1時～4時
(受付は午後3時30分まで)

● 診療科目 / 内科、小児科
● 診療時間 / 午前9時～正午
(受付は午前11時30分まで)
午後1時～4時
(受付は午後3時30分まで)

休日急患診療所のご案内



大和園のデイサービスをご紹介します！

【営業日】年中無休

【営業時間】9:15～16:30（送迎は8:00～）

◎利用時間の延長や朝食・夕食付の対応も可能ですのでご連絡ください。

◎ご家族の急なご都合等による利用日時の相談も可能です。

その際は、担当のケアマネジャーを通じてご相談ください。

○大和園では、通所介護または認知症通所介護のいずれかを選ぶことができます。

下記の利用料金の一例（1割負担の場合）を参考にしてください。

【1ヶ月分の利用料金：例】（通所介護）

要介護1

利用日数 8日 11,679円（昼食代込）

要介護2

利用日数13日 20,611円（昼食代込）

要介護4

利用日数15日 27,752円（昼食代込）

【1ヶ月分の利用料金：例】（認知症通所介護）

要介護1

利用日数 8日 14,171円（昼食代込）

要介護3

利用日数13日 25,375円（昼食代込）

要介護5

利用日数15日 33,402円（昼食代込）

※利用料金は、サービス利用料及び食事代が含まれた金額です。

※食事代…朝食（315円） 昼食（630円） 夕食（500円） ※利用日数及び加算の状況により金額は変動します。

大和園 ボランティア募集中です！

ボランティア活動を通して笑顔の輪を広げてみませんか？



イベントスタッフ
(出し物やお手伝い)



趣味や特技を活かした
レクリエーション等



入所・ご利用者の方との会話等の
コミュニケーション



施設内や車椅子の清掃、
草むしり、園庭清掃等



福祉・ボランティアに興味がある方、サークル・団体、どなたでもご協力お待ちしております！
参加したい方、どうしようか悩んでいる方、何でもお気軽にお問い合わせください。

大和園

住所：本巣市曾井中島1156-4

●お問い合わせ 月～金 8:30～17:15 ☎ 0581-34-2555

介護保険と税金について ~確定申告のために~

＜介護保険料＞や＜介護保険を使ったサービス利用料の一部＞は、所得税や住民税の申告の際に、控除の対象となります。※申告の前年1月1日から12月31日までにお支払いされたものに限ります。

● <介護保険料> ⇒ 【社会保険料控除】

自分や生計を一にする家族の負担する<介護保険料>をお支払いされると、全額【社会保険料控除】として申告ができます。※家族の介護保険料を申告する場合は、納付書・口座振替の場合に限ります。

1月下旬に、もとす広域連合から「介護保険料納付済額のお知らせ※1」を郵送します。年金機構等から送付される「公的年金の源泉徴収票※2」と併せて、申告の際にご活用ください。

*2 公的年金から天引きした納付額のみ記載

- <介護保険で使ったサービスの利用料の一部> ⇒ 【医療費控除】

自分や生計を一にする家族の負担する<介護サービスの利用料>をお支払いされると、支払った金額の一部を【医療費控除】として申告できます。

【医療費控除】の対象となるサービスの種類は、下記のとおりです。

●注意●領収書に「医療費控除対象金額」が記載されていることを必ず確認した上で、ご申告ください。

医療費控除の対象となる居室サービス等の種類

医療費控除の対象となる居宅サービス等の種類	
医療費控除の対象となる 居宅サービス (医療系サービス)	(介護・予防)訪問看護 (介護・予防)居宅療養管理指導 (介護・予防)短期入所療養介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合) 看護小規模多機能型居宅介護(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く)
上記の居宅サービスと併せて利用する場合に控除の対象となるもの (福祉系サービス)	訪問介護(ホームヘルプサービス) (介護・予防)訪問入浴介護 (介護・予防)認知症対応型通所介護 (介護・予防)短期入所生活介護(ショートステイ) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限る) 看護小規模多機能型居宅介護(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く) 地域密着型通所介護 地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスを除く) 地域支援事業の通所型サービス(生活援助中心のサービスを除く)

医療費控除の対象となる施設サービスの種類

施設サービスの種類
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)・地域密着型介護老人福祉施設 介護老人保健施設
介護医療院 介護療養型医療施設

医療費控除の対象とならない居宅サービス等の種類

居宅サービス等の種類		
(介護・予防)認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	(介護・予防)福祉用具貸与	
(介護・予防)特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	地域密着型特定施設入居者生活介護	
(居宅介護・介護予防)福祉用具購入	(居宅介護・介護予防)住宅改修	訪問介護(生活援助中心型)
看護小規模多機能型居宅介護 (生活援助中心型の訪問介護の部分)		
地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービス部分)		
地域支援事業の通所型サービス(生活援助中心のサービス部分)		
地域支援事業の生活支援サービス		

●<おむつ代> ⇒ 【医療費控除】

＜おむつ代＞は、【医療費控除】として申告することができます（医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です）。なお、前年に＜おむつ代＞で【医療費控除】を申告された方で、介護保険法に基づく主治医意見書の記載で寝たきりの状態にあることかつ尿失禁発生の可能性があることが確認できる場合には、「おむつ使用証明書」の代わりとしてもとす広域連合が確認書類を発行します。必要な方は、もとす広域連合介護保険課認定係（電話058-320-2221）までお問合せください。

岐阜北税務署	058-262-6131	瑞穂市税務課	058-327-4112
本巣市税務課	0581-34-5022	北方町税務課	058-323-1116

介護保険事業計画策定に関するご意見を募集します

広く住民の皆さんの意見をお聞きしながら、よりよい計画としていくため、現時点の計画(案)についてのパブリックコメント(資料を公表し、ご意見をいただくこと。)を実施します。

■公表する資料 第9期介護保険事業計画（案）

■意見募集の期間 令和5年12月1日（金）から令和5年12月27日（水） ※郵送は必着

■資料の閲覧方法

●もとす広域連合ホームページ <https://www.motosu-union.gifu.jp>

●もとす広域連合本庁「本巣市役所真正分庁舎内」

- ・瑞穂市役所「穂積庁舎（第1庁舎2階総合窓口）、巣南庁舎（市民窓口課）」
- ・本巣市役所「各地域調整課（本巣・糸貫）及び総務産業課（根尾）」
- ・北方町役場「福祉子ども課」 ※閲覧時間は、平日の8時30分から17時15分まで

■意見の提出方法

【持参】 上記の「資料の閲覧方法」記載の場所に、意見用紙、意見箱が設置してありますのでそちらへ投函してください。

【郵送】 もとす広域連合の住所に郵送してください。

【FAX】 (058) 320-2265

【電子メール】 kaigo@motosu-union.gifu.jp



■意見の提出に係る注意事項

○意見用紙の様式は問いませんが、住所・氏名・電話番号を記入してください。

○電子メールの場合は、件名に「第9期介護保険事業計画（案）パブリックコメント」と記載し送信してください。

○住所・氏名の記入が無いもの、事柄の賛否や結論だけを示したもの、今回の計画と直接関係がないものは受付できません。

○電話や窓口での口頭による意見は受付できません。

○意見を提出していただけるのは、もとす広域連合区域内（瑞穂市、本巣市及び北方町）に住所を有する方、区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人等の方、区域内に存する事務所又は事業所に勤務する方、区域内に存する学校に在学する方及びパブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する方です。

■提出していただいた意見の取扱い等

○ご意見の内容について、確認のため連絡させていただく場合があります。

○提出していただいた意見は、内容ごとに整理・分類したうえで後日公表します。

○個々のご意見に対して、個別には回答いたしませんので、あらかじめご了承ください。

○意見募集結果の公表の際には、ご意見の内容以外（住所・氏名等）は公表いたしません。

■担当問合せ先

もとす広域連合 介護保険課

〒501-0466 本巣市下真桑1000番地 本巣市役所真正分庁舎内

【TEL】 (058) 320-2220

急剧な気温差で起こるヒートショックにご注意を!

ヒートショックとは、暖かい部屋から冷えこんだ場所に行くなど急激な温度変化によって、血圧が急激に上下して身体へ悪影響を及ぼすことです。めまいや吐き気、頭痛、倦怠感、動悸などの症状が起り、重篤な場合には意識障害などを引き起こし、転倒や失神に繋がることもあります。特に冬場のお風呂では、ヒートショックが起りやすいので注意が必要です。

脱衣所と浴室を入浴前に温めましょう。



湯温は41℃以下、浸かる時間は10分以内にしましょう。



飲酒後・食後すぐの入浴は控えましょう。



入浴前後には水分補給をしましょう。



**室温や入浴方法の対策を行うことで、ヒートショックを予防することができます。
正しい知識を持って、寒い季節も安全に過ごしましょう。**

《各市町の地域包括支援センター連絡先》

瑞穂市地域包括支援センター	〒501-0222 瑞穂市別府1283番地 (ココロかさなるCCNセンター内) 電話:058-327-4118 FAX:058-327-5304
本巣市地域包括支援センター	〒501-0466 本巣市下真桑1199番地1 (本巣市真正老人福祉センター内) 電話:058-324-5166 FAX:058-324-5167
北方町地域包括支援センター	〒501-0492 本巣郡北方町長谷川1丁目1番地 (北方町役場内) 電話:058-323-5540 FAX:058-323-2114

～会計年度任用職員募集～

【職種ごとの募集人数】若干名 【応募年齢】不問 【賞与】勤務条件を満たした場合に年2回支給あり

【昇給】人事評価により昇給あり 【保険】要件を満たした場合に加入・補償 【休暇】勤務条件に応じ有給休暇・その他休暇あり
【その他】兼業の制限あり。詳細はお問い合わせください。※都合により募集を取りやめることができます。

職種	勤務地	業務	資格要件等	報酬(別途、通勤手当相当額支給有)	勤務時間、日数等
① 療育指導員	幼児療育センター	幼児療育センターにおける療育指導	下記資格等をお持ちの方(1種類で可) 保育士、幼稚園教諭免許、小学校教諭免許、特別支援学校教諭免許、養護教諭免許、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	時給1,026円～1,286円 児童発達支援管理責任者研修修了者は1,372円	・履歴書に、「療育指導員A」または「療育指導員B」と明記してください。 【療育指導員A】週19時間(週3日) 原則として【月曜日～金曜日】のうち(1日)8:30～12:30または13:00～17:00 (2日)8:30～17:00 扶養の範囲で就労可。 【療育指導員B】週34時間(週5日) 原則として【水曜日】8:30～12:30 【月・火・木・金曜日】8:30～17:00
② 受付事務	休日急患診療所	休日急患診療所の診療時間前の準備、窓口業務、診療時間後の残務整理	医療事務	日額12,300円 (1/2、1/3の勤務は18,450円)	休日急患診療所診療日 (日曜日、祝日等)の中で、管理監督者が指示する日 8:30～16:30

＜問い合わせ・書類送付先＞

①、② 療育医療施設 幼児療育センター 総務係 TEL:058-323-0584 〒501-0471 本巣市政田500番地1

【試験日】応募された方に後日通知します

【応募書類】履歴書、資格を証明する書類の写し

【応募期限】随時



瑞穂市・本巣市・北方町の医療機関・介護サービス事業所がインターネットから検索できます。

【URL】<https://carepro-navi.jp/motosukoiki>



発行／もとす広域連合 〒501-0466 岐阜県本巣市下真桑1000番地 本巣市役所真正分庁舎内
電話058-320-2266 FAX058-320-2265 <https://www.motosu-union.gifu.jp>